

こせきとうほん しょうほん 戸籍謄本、戸籍抄本の発行

戸籍には、その人の「生まれてから、亡くなるまでの親族的身分関係」が記載されます。閲覧はできません。また、戸籍謄本・戸籍抄本は、法律で請求できる人が厳しく定められていますので、窓口での本人確認にご協力ください。

●請求できる人

本人、同一戸籍内の人、直系の親族

※夫婦と未婚の子で1つの戸籍を作ります。兄弟姉妹でも婚姻すると別戸籍になるため、請求できない場合があります。

●請求時に必要な持ち物

①印鑑、②運転免許証など官公署が発行した有効期限内の顔写真付き本人確認書類1点
※顔写真付きでない本人確認書類の場合は2点
(例：保険証と年金手帳)

※本籍・筆頭者がわからないと請求できません。
※代理請求では、代理人の本人確認書類と委任状のほか、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・本籍・筆頭者」を正確に記入する必要があります。
※相続手続きは、「誰の何歳ごろからの、どんな記載が必要か」がわかると、証明発行が早くなります。



印鑑登録、印鑑登録証明書の発行

印鑑を実印として登録します。車の購入や相続手続きなどで必要になる「印鑑登録証明書」を発行するには、事前に印鑑登録が必要です。住所地で登録します。

自分の財産を守る、とても重要な手続きなので、登録には、本人確認が厳格に定められています。

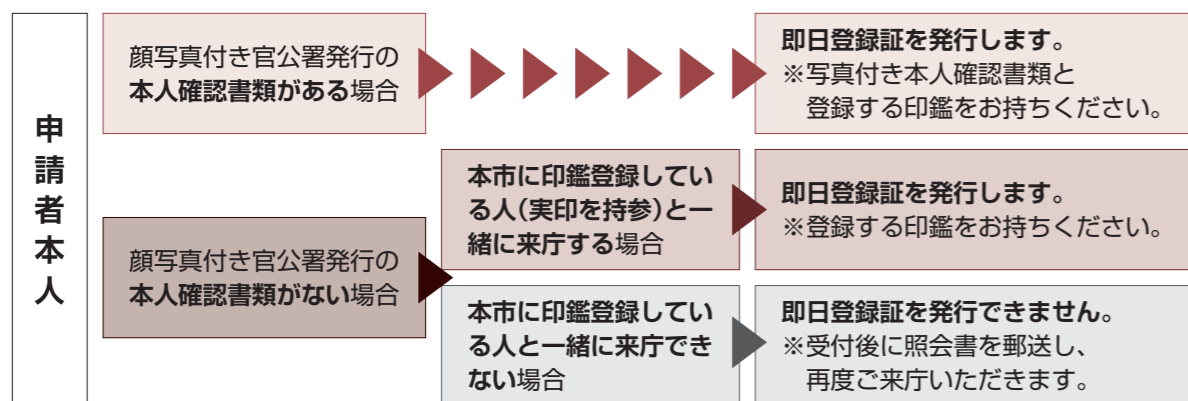
●印鑑登録できる人

白石市に住民登録をしている満15歳以上の人
※登録の方法は次のフローチャートをチェック

●印鑑登録証明書の発行に必要な物

①本人申請 印鑑登録証(実印をお持ちいただく必要はありません)、②代理人申請 必要な人の印鑑登録証(委任状や実印をお持ちいただく必要はありませんが、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・住所」を正確に記入する必要があります)
※登録証がない場合は、いかなる理由であっても「印鑑登録証明書」の発行はできません。
※再び白石市へ転入されても前の登録証は使用できません。新規登録をしてください。

●印鑑登録の方法



登録証を紛失した場合は、事故防止のため直ちに手続きしてください。本人が来庁する場合は、本人確認できるものと印鑑、代理人が来庁する場合は、委任の旨の書面と登録する人の印鑑のほかに、代理人の印鑑も必要です。
※病気などで本人が申請できない場合は、お問い合わせください。

これが分かると市民課窓口での 証明書発行が早くなります！

提出先や使用目的で、必要となる証明書の内容が異なりますので、あらかじめどのような手続きが必要かを確認の上、来庁いただくと証明書の発行が早くなります。

戸籍証明書や住民票を交付申請される際は、窓口に来た方の本人確認を行っています。これは、全国的に誰かになりすまして不正な手続きをしたり、残念なことに家

庭内で手続きを勝手に行ったりして、そのことで問題も発生しているためです。

皆さまの個人情報を守ることはもとより、事故防止の抑制と事務処理を円滑に進めるため、また、少しでも申請する方の待ち時間を短縮するため、窓口での本人確認にご協力ください。

市民課 ☎22-1312

住民票の発行

住民票には、個人を特定する基本情報「氏名・生年月日・性別・住所」のほか、「市内のどこに・いつから・誰と」住んでいるかなども証明することができます。戸籍と異なる点は、世帯を1つの単位とするため、家族であっても、別世帯の場合は代理請求となります。

住民票も、請求できる人・内容が法律で定められているため、窓口での本人確認にご協力ください。

●請求できる人

本人または本人と同一世帯の人
※その他利害関係などの正当な理由がある人

●請求時に必要な持ち物

①印鑑、②運転免許証など官公署が発行した有効期限内の顔写真付き本人確認書類1点
※顔写真付きでない本人確認書類の場合は2点
(例：保険証と年金手帳)

※提出先や利用目的で「本籍・続柄」を記載する必要があるか異なります。これらがわかると証明発行が早くなります。

※代理請求では、代理人の本人確認書類と、委任状のほか、請求書に必要な人の「氏名・生年月日・住所」を正確に記入する必要があります。